

公 募 説 明 書

1 件名

令和 8 年分鑑定評価員等及び土地評価精通者業務

2 業務内容

(1) 鑑定評価員等

（相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる）路線価及び評価倍率の評価に必要な鑑定評価を行う。

なお、詳細は、別添 1「鑑定評価員等業務仕様書」のとおり。

(2) 土地評価精通者

（相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる）路線価及び評価倍率の評価に必要な調査を行う。

なお、詳細は、別添 2「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

(5) その他、本説明書、別添 1「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添 2「土地評価精通者業務仕様書」（以下、併せて「仕様書」という。）に記載された条件を満たす者であること。

4 公募説明書配付等の期間及び場所

(1) 期間

公告日から令和 7 年 7 月 25 日（金）までの午前 9 時 30 分から午後 4 時とする。ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日及び正午から午後 1 時までを除く。

(2) 場所

岐阜北、静岡、熱田、豊橋、小牧及び四日市税務署 （担当：評価専門官）

5 希望届出書等の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出先

〒460-8520

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 3 番 2 号

名古屋国税総合庁舎

名古屋国税局 課税第一部 資産評価官 評価係

(3) 提出方法

原則、提出先へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）をもって希望届出書等を送付する。その際、封筒に「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書等在中」と赤書き、提出期限までに到着するように送付する。

(4) 提出書類

イ 鑑定評価員等

別紙 1 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

ロ 土地評価精通者

(イ) 不動産鑑定士

別紙 1 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

(ロ) 不動産鑑定士以外

別紙 2 「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」

ハ 鑑定評価員等及び土地評価精通者共通

(イ) 別紙 3 「指名停止等に関する申出書」

(ロ) 別紙 4 「誓約書」及び「役員等名簿」

(ハ) 令和 8 年分の地価公示の鑑定評価員に委嘱された不動産鑑定士は、委嘱の事実が確認できる書類（国土交通省土地鑑定委員会から送付された令和 8 年分の地価公示の鑑定評価員に係る委嘱状の写しなど）

(5) その他

イ 公募に参加しようとする者は、募集に関する公告、本説明書及び仕様書等の内容について、十分承知しておくこと。

ロ 業務に関して疑義がある場合は、関係職員に説明を求めること。

ハ 希望届出書の提出後、不明点等があったことを理由として異議を申し立てないこと。

ニ 当局へ提出した(4)の書類の記載内容に変更があった場合には、当局へ直ちに連絡し、当局の指示に従うこと。

6 希望届出書の無効

本説明書及び仕様書に記載された条件を満たさない者から提出された希望届出書は無効とする。

7 契約者の決定方法等

(1) 鑑定評価員等

仕様書に定める選任基準により選任された鑑定評価員等が主宰又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

(2) 土地評価精通者

仕様書に定める選任基準により選任された土地評価精通者又は所属する組織（法人又は個人）と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

8 契約書の作成

業務の委嘱に当たっては、次のとおり契約書を作成する。

（１）鑑定評価員等

別添３「契約書（案）」（令和８年分鑑定評価員等業務）のとおり。

（２）土地評価精通者

別添４「契約書（案）」（令和８年分土地評価精通者業務）のとおり。

9 報酬

（１）報酬額

単価契約とする。

なお、詳細は仕様書のとおり。

（２）報酬の振込先口座

報酬の振込先口座の名義は、契約者と同一とする。

（３）報酬の請求

報酬の請求は、当局が別途定めた書式又は当局が事前に承認した請求書により行う。

10 問合せ先

（１）仕様書等の内容に関する事項

名古屋国税局 課税第一部 資産評価官 評価係

TEL 052-951-3511 内線 4370

（２）契約に関する事項

名古屋国税局 総務部 会計課 経費第一係

TEL 052-971-2071 直通

11 その他

交付書類は、「令和８年分鑑定評価員等及び土地評価精通者業務」の公募のためのものであり、他の目的に使用することを禁止する。

なお、本説明書及び仕様書に記載されていない事項で不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。